

令和7年度 坂戸市障害者優先調達推進方針

1 策定趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、令和7年度における坂戸市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、別表のとおりとする。

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努めるものとする。

5 基本的な考え方

- （1）障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- （2）物品等の調達に当たり、予算の適正な執行に留意しつつ、優先的に市内等の障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。
- （3）物品等の調達のほか、障害者就労施設等の庁舎内での物品の販売や市及び関係団体が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民へのPRの推進に努めることとする。
- （4）共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて、取り扱うものとする。

6 調達の目標

本年度の目標は、前年度の実績を上回る額とする。

7 実績の公表

本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績について、年度終了後に取りまとめ、公表する。

8 その他

- (1) 庁内各課等は、年度終了後に3月末日における物品等の調達実績について、障害者福祉課に報告するものとする。
- (2) 本方針の担当は、障害者福祉課とする。ただし、契約に関する担当は、施設管理課とする。

別表（3関係）

障害者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設等 ア 就労継続支援事業所（A型、B型） イ 就労移行支援事業所 ウ 生活介護事業所 エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設） オ 地域活動支援センター
(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所
(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所 ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社） イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの） ① 障害者の雇用者数が 5 人以上 ② 障害者の割合が従業員の 20%以上 ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体